

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第98号 令和2年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第104号 令和2年度岩国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第105号 令和2年度岩国市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第107号 岩国市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例

議案第108号 岩国市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例及び岩国都市計画地区計画川下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第114号 岩国市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第98号 令和2年度岩国市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、委員中から、新型コロナウイルス感染症が公共工事の施工に与える影響について質疑があり、当局から、「現状において、現場での感染症対策がしっかりと行われていることから、工期を延伸したということはないが、今後において、もし感染者が発生した場合には、国からの通知に基づき、柔軟な対応を行ってまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第107号 岩国市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の審査におきまして、委員中から、「この条例を制定することにより、由宇町・玖珂町・周東町の一部において、建築物の用途に対して規制をかけることができるようになる」と認識しているが、このことは、企業等が店舗等を進出する際に制限をかけることとなり、地域の発展を阻害することにつながるのではないかと質疑があり、当局から、「建築物の用途に対して規制をかける本来の目的は、一定の地域に集客施設を誘導し、集約型都市を構築することである。

本条例を制定するに当たり、由宇町・玖珂町・周東町エリアの一定規模の店舗について調査を行ったところ、1店舗を除き、面積が大きいものでも2,000平米弱であったことから、今回、3,000平米という面積要件を設けたものである。なお、本条例の第4条第2項において、「特定用途制限地域内の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めるときは、建築物の建築の許可をすることができる」としていることから、3,000平米を超える規模の店舗の構想があれば、早い段階から相談をしていたいただきたいと考えている」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。